入　札　の　公　告

北海道告示第 11184 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和７年（2025 年）７月４日

北海道知事　鈴木　直道

１　入札に付す事項

（１）契約名称　令和７年度（2025 年度）北海道百年記念広場噴水等改修工事測量設計委託業務

（２）業務概要　工作物（噴水）の実施設計、用地測量ほか

（３）契約期間　契約締結日の翌日（開庁日）から令和７年（2025 年）12 月 19 日（金）

（４）業務場所　札幌市厚別区厚別町小野幌

２　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

（１）地方自治法施行令第 167 条の４第１項各号に掲げる者（未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

（２）令和７年度に有効な道の競争入札参加資格のうち「土木設計」「測量」の資格を有すること。

（３）過去 15 年間（平成 22 年（2010 年）度から令和６年（2024 年）度まで）に、元請として本業務と同種又は類似と認められる業務を受託した実績を有する者であること。

（４）地方自治法施行令第 167 条の４第２項の規定により競争入札への参加が排除されている者でないこと。

（５）競争入札参加申請書等の提出の日から開札の時までの時期に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けている場合おいては、競争入札参加資格確認申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。）であること。

（６）暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

（７）暴力団関係事業者等でないこと。

（８）次に掲げる税の滞納をしている者でないこと。

ア　道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ　本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ　消費税及び地方消費税

（９）次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア　健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

イ　厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

ウ　雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第７条の規定による届出

（10）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

（11）北海道内に本社又は本店を有する者であること。

（12）入札に参加しようとする者の間に次のいずれかに該当する関係が無いこと。

なお、資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。

ア　資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社または民事再生法第２条第４項に基づく再生手続きが存続中の会社「以下 更生会社等」という。）である場合を除く。

a　親会社（会社法第２条第４号の規定による子会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b　親会社を同じくする子会社の関係にある場合

イ　人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、ａについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

a　一方の会社の取締役等（会社の代表権を有する取締役（代表取締役)、取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社（会社法第２条第１項第 12 号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び指名委員会等設置会社における執行役及び代表執行役をいう。以下同じ）が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合

b　一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第 67 条第１項又は民事再生法第 64 条第２項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

ウ　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記（ア）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

３　資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会が経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、２の（３）に掲げる契約の履行経験等の資格要件にあっては、当該組合の組合員（組合が指定する組合員）が契約を締結し履行した経験等を含めることができる。

４　制限付一般競争入札参加資格の審査

（１）この入札は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の５の２の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　令和７年（2025 年）７月４日（金）から令和７年（2025 年）７月 14 日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前９時から午後５時まで

イ　添付書類

a　制限付き一般競争入札参加資格審査申請書（押印不要）

b　類似業務実績調書

c　類似業務実績を証明する書面（委託業務実績証明書又はこれに代わる書面（契約書等の写し））

d　特定関係調書（当該調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜持参により提出すること。）

e　その他支出負担行為担当者が必要と認める書類

ウ　申請書類の提出先　郵便番号　060-8588　札幌市中央区北３条西６丁目
北海道環境生活部文化局文化振興課企画調整係

エ　提出方法　持参又は送付により提出すること。

（２）審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

５　契約条項を示す場所　　北海道環境生活部文化局文化振興課

６　入札執行の場所及び日時

（１）入札場所　　札幌市中央区北３条西６丁目　北海道庁 12 階　環境生活部　１号会議室

（２）入札日時　　令和７年（2025 年）７月 31 日（木）午後１時 30 分

（３）開札場所　（１）に同じ

（４）開札日時　（２）に同じ

７　入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

８　契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

９　郵便等による入札の可否

認めない。

10　落札者の決定方法

地方自治法施行令第 167 条の 10 第１項に規定する場合を除き、財務規則第 151 条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格（最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

11　落札者と契約の締結を行わない場合

（１）落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

（２）契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

12　契約書作成等について

（１）この契約は契約書の作成を要する。

（２）落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

13　業務費内訳書

（１）この入札は、初度の入札執行時に業務費内訳書の提出を求める案件である。

（２）業務費内訳書については、見積用参考資料により示す業務費内訳書様式の項目に対応する金額を記載すること。

（３）業務費内訳書は、封書の上、自己の氏名を表記して入札書と同時に提出すること。

（４）業務費内訳書の提出がない場合又は業務費内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効とする。

入札が無効となった場合は、再度入札に参加できない。

（５）一度提出した業務費内訳書は入札書と同様、書換え、引換え又は撤回が認められないので、留意すること。

14　その他

（１）無効入札

開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第 154 条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

（２）低入札価格調査の基準価格

地方自治法施行令第 167 条の 10 第１項の規定による低入札価格調査の基準価格を設定していない。

（３）最低制限価格

地方自治法施行令第 167 条の 10 第２項の規定による最低制限価格を設定している。

（４）入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

（５）契約に関する事務を担当する組織

ア　名称　北海道環境生活部文化局文化振興課企画調整係

イ　所在地　札幌市中央区北３条西６丁目

ウ　電話番号　011-204-5208

（８）前金払

契約金額の３割に相当する額以内を前金払する。

（９）概算払

概算払はしない。

(10) 部分払

部分払はしない。

(11) 入札の執行

初度の入札において、入札者が１人の場合であっても、入札を執行する。

(12) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(13) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(14) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第３条の４の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契

約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(17) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。